

重 要 事 項 説 明 書

小規模多機能しおり 境木

1 事業者

事業主体（法人名）	有限会社 セルフビーイング
代表者氏名	代表取締役 松崎 泉
法人所在地	〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町134-1番地
電話・FAX番号	電話 045-711-7111 FAX 045-711-7222
設立年月日	平成17年5月27日

2 事業者の概要

① 事業者の名称等

事業所の名称	小規模多機能しおり 境木
事業所の責任者	管理者 松崎 泉
開設年月日	平成25年4月1日
介護保険事業所指定番号	横浜市指定 第1490600168
事業所の所在地	〒240-0033 神奈川県横浜市保土ヶ谷区境木本町37-8
電話・FAX番号	電話 045-711-7111 FAX 045-711-7222
運営方針	通いを中心として、要介護者の様態希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の自宅における生活の継続を支援するように努めるものとします。横浜市、保土ヶ谷区、戸塚区、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
登録人数	登録人数25名【通いサービス定員15名・宿泊サービス9名】
交通の便	横須賀線 東戸塚駅 横浜市営バス グリーンタウン入口
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

② 主な設備

宿泊	9室（定員1名）洋室7室 和室2室
食堂・居間	
トイレ	1階 トイレ2カ所（うち車椅子対応1カ所） 2階 トイレ1カ所（うち車椅子対応1カ所）

浴室	1階 1ヵ所 機械浴対応
台所	1階 1ヵ所
消防設備	消火器・火災警報装置器・避難誘導灯・自動通報装置・スプリンクラー
その他	エレベーター 1基・ AED

3 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	保土ヶ谷区全域・旭区左近山・桐が作・市沢 戸塚区川上町・品濃町・上品濃・名瀬・柏尾・上柏尾・上矢部町・前田町・秋葉町・平戸・平戸町 南区六ッ川1丁目～4丁目
営業日	365日
営業時間	通いサービス 基本 9:30～ 16:00 泊りサービス 基本16:00～翌9:30 訪問サービス 24時間

4 職員の配置状況
 当事業所では、指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

①主な職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		事業内容の調整
介護支援専門員	1名		サービスの調整・相談業務
介護職員	6名	6名	日常生活の介護・相談業務
看護職員	1名	2名	健康チェック等の医療業務

②主な職員の勤務体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	9:00～18:00	介護職員	昼間 早番 7:00～16:00 中番 8:00～17:00 日勤 9:00～18:00 遅番 11:00～20:00
介護支援専門員	9:00～18:00		
看護職員	8:30～17:30		夜間 夜勤 17:00～翌10:00 当直 20:00～翌9:00

5 当事業所が提供するサービスと利用料金
 当事業所ではご契約に対して以下のサービスを提供します。

以下のサービスについては利用料金の9割または8割または7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全額の1割または2割または3割の金額となります。ア) からウ) のサービスを具体的にどのような頻度・内容で行うかは、ご契約者と協議の上、ライフサポートプランに定めます。

ア) 通いサービス	食事	食事の提供及び食事の介助をします。 調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 食事サービスの利用は任意です。
-----------	----	--

	排泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入浴	入浴又清拭を行います。 利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を予防するように努めます。
	健康チェック	血圧・体温等を測定し利用者の全身状態の把握を行います。
	送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
イ) 訪問サービス		*利用者の自宅にお伺いし、安否確認や食事や入浴、排泄の日常生活上の世話を提供します。 *訪問サービス実施のため必要な場合は、備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。 *訪問サービスの提供に当たって次の行為はしません。 1 医療行為 2 ご契約者もしくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受 3 飲酒・喫煙 4 契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為・政治活動・営利活動 5 契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為
ウ) 宿泊サービス		事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。

①サービス利用料金

通い・訪問・宿泊（介護費用分）のすべてを含んだ1ヶ月の包括費用です。

ご契約者の要介護度に応じた自己負担額をお支払下さい。

別途、ご利用料金表のとおりとする。

*1ヶ月ごとの包括費用(月定額)ですので、契約者の体調不良や状態の変化等によりライフサポートプランに定めた、期日より利用が少ない場合、またはライフサポートプランに定めた期日より多い場合であっても、日割りでの引き・増額はいたしません。

*月途中から登録した場合、または月途中から登録終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いただきます。

登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日です。登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日です。

*各加算は体制や個々により常時変更となります。その都度お知らせ致します。ご了承ください。

②その他のサービス利用料金（介護保険の対象とならないサービス）

別途、ご利用料金表のとおりとする。

*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更する場合があります。

その場合には変更の内容と事由について、変更の2ヶ月前までにご説明します。

③利用料金の支払い方法（契約書第5条参照）

前記①および②の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、利用者月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は利用月の翌月10日までに利用者宛にお届けします。請求月の27日までに自動口座引落としにてお支払ください。お引落としを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

④利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

*小規模多機能型居宅介護サービスはライフサポートプランに定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

*利用予定日前にご契約者、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止し変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は原則としてサービス実施時の前日までに事業者へ申し出て下さい

*①の介護保険の対象となるサービスについては利用予定の前日までにお申し出なく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いただくことがあります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
----------------------	----

＊サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状態により契約者の希望する日時にサービスができない場合、他の利用可能日に契約者に提示し協議します。

6 ライフサポートプランについて

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業所の介護支援専門員は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上でライフサポートプランを定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明した上で交付します。

7 苦情受付について（契約書第18条参照）

当事業所内における苦情受付

苦情受付窓口（担当者） 管理者 松崎 泉

苦情受付時間 9:00～18:00

行政機関その他の苦情受付機関

はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

電話 045-263-8084

FAX 045-550-3615

保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課

所在地 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

電話 045-866-8452

神奈川県国民保険団体連合会 介護苦情相談課介護苦情相談班

所在地 〒220-0003 横浜市西区楠木町27番1

電話 045-329-3447

8 運営推進会議の設置

当事業所では、サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価・要望・助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。

＜運営推進会議の概要＞

構成：利用者・利用者の家族・地域住民の代表者・市町村職員

地域包括支援センター職員 他

開催：2ヶ月に1度開催

記録：運営推進会議の内容・評価・要望・助言についての記録の作成を行います。

9 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて、以下の医療機関を協力医療機関として、連携体制を整備しています。

協力医療機関	田近医院 所在地 横浜市保土ヶ谷区境木本町1-28 電話 045-710-2393
協力医療機関	ゆう在宅クリニック 所在地 横浜市保土ヶ谷区今井町919-12 電話 045-351-0063
協力医療機関	おかざき歯科クリニック 所在地 横浜市戸塚区品濃町1835-29 電話 045-828-6480

10 受け入れ可能基準

医療処置が必要な場合は、主治医・ご家族とご相談の上、受け入れを検討するが事があります。
（経管栄養・吸引・在宅酸素療法・持続点滴等）

11 非常災害時の対応

非常災害時には、利用者の安全を図り、適切に対応を行い・スプリンクラーもとを行います。

被保険者証の掲示	・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
設備・備品の使田	・事業所内の設備や備品は本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償して頂く場合があります。

迷惑行為	す。
迷惑行為	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 ・無断で他の利用者の宿泊に立ち入らないようにしてください。 ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい
飲酒・喫煙	・飲酒はご遠慮下さい。 ・喫煙は決められた場所ですて下さい。
所持品の持ち込み	・所持金品は、自己責任において管理して下さい。 ・事業所では高価な貴重品や金銭の管理はいたしません。

- 12 サービス提供記録の開示
利用者及び家族から請求があった場合は、閲覧できるものとし、必要に応じて写しを交付します。
- 13 介護及び看護の記録の開示
利用者及び家族から請求があった場合は、閲覧できるものとし、必要に応じて写しを交付します。
- 14 12. 13項に関して次の場合は、利用者、家族であっても開示しない場合があります。
1. 本人が合理的に判断ができない状態にある場合
 2. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 3. 当事業所の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられる場合
 4. 利用者の介護情報の提供が、当該介護機関の介護従事者を除く第三者の不利になると考えられる場合
 5. 開示することが法令に違反する場合